

奈良県地域防災計画とは

- ◆ 大規模な災害に対処するため、**災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、**住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的として**奈良県防災会議が策定**

(災害対策基本法第40条 抜粋)

- ◆ 県では **水害・土砂災害等編** 及び **地震編** を策定
- ◆ 平成24年より **奈良県地域防災計画検討委員会を設置し、**計画の修正にあたって、**学識経験者の先生方に専門的見地からの指導、助言**をいただいている。

【直近の計画の修正履歴】

- ・ 平成26年3月 修正 (東日本大震災 等)
- ・ 平成30年3月 修正 (熊本地震 等)
- ・ 令和2年3月 修正 (平成30年7月豪雨 等)

前回修正の主なポイント (令和2年3月)

- 住民の正しい避難行動を促進
- 被災者の健康維持ができる環境づくり
(避難所の設備の充実、女性等の多様な視点の取り入れ など)
- 防災拠点をはじめとする防災体制の整備
(大規模広域防災拠点の整備 など)
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策の推進
- 南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組
(臨時情報の発表に対する警戒等措置 など)

直近の主な自然災害・社会情勢

- 令和元年房総半島台風
- 令和元年東日本台風
- 令和2年7月豪雨
- 令和3年7月熱海市土石流災害
- 新型コロナウイルスの感染拡大
- 災害対策基本法や国の計画等の見直し (避難情報の見直し 等)
- 県防災施策の進捗



以上の課題を踏まえ、**改めて奈良県地域防災計画の修正が必要**

今回の修正により盛り込む内容(案)

(1) 直近の自然災害の課題や教訓を踏まえた修正

- **災害リスクととるべき行動の理解促進**
- 市町村への迅速な人的支援 (リエゾン派遣) による情報収集
- 被災者・市町村への発災時の物資支援態勢
- 長期停電・通信障害への対応

(2) 社会情勢の変化等を踏まえた修正

- **新型コロナウイルス感染症対策**
 - **災害対策基本法の改正**
(**新たな避難情報の運用、個別避難計画作成の努力義務化** など)
 - 県防災施策の進捗・課題等
(**大規模広域防災拠点の進捗状況** など)
- ⇒ 詳細は別紙1のとおり

スケジュール (案)

⇒ 別紙2のとおり

1. 災害リスクととるべき行動の理解促進

令和元年東日本台風からの教訓

- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- 避難に関する情報の意味の理解促進
 - ・ 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと
 - ・ 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
 - ・ 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと 等
- 事業者は、豪雨や暴風等の際に、テレワークや時差出勤、計画的休業など、従業員の不要不急の外出を控えさせるために適切な措置に努めること

2. 市町村への迅速な人的支援による情報収集

令和元年房総半島台風等からの教訓

- 大規模な災害が発生するおそれのある時等に、対象市町村に情報連絡員を派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集

3. 被災者・市町村への発災時の物資支援態勢

令和元年房総半島台風からの教訓

- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

4. 長期停電・通信障害への対応

令和元年房総半島台風からの教訓

- 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化

5. 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年からの新型コロナウイルス感染症対策を反映

- 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認や、避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 応援職員等の健康管理やマスク着用、執務スペースの空間の確保

6. 災害対策基本法の改正

令和3年5月に災害対策基本法が一部改正

- 「避難勧告」・「避難指示」が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報が包括的に見直し

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	避難指示(緊急) 避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮避難注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮避難注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- 市町村において避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化
- 広域避難に係る居住者等の受入れに関して規定
- 福祉避難所制度の見直し（福祉避難所ごとに受入対象者を特定）等

## 7. 県防災施策の進捗・課題等

- 大規模広域防災拠点の進捗状況
- 林地開発に関する盛土調査等（熱海市土石流災害を踏まえた対応）
- 地籍調査の推進 など

今年度の修正事項（案）についての庁内作業

第 1 回地域防災計画検討委員会

開催期間：8月24日（火）～9月3日（金）

開催方法：オンラインで各委員に個別説明し、  
修正概要等についての意見を伺う  
持ち回り開催

論 点：①修正の方向性についてのご意見  
②修正にあたり盛り込むべき観点

- ◆ 検討委員会意見反映
- ◆ 新旧対照表（素案）精査

防災会議 幹事会  
（10月末目途）

第 2 回地域防災計画検討委員会

開催期間：10月下旬～

開催方法：各委員に個別説明（オンライン）  
※感染状況に応じて訪問を検討

論 点：意見反映結果のご報告

- ◆ 検討委員会・幹事会意見反映
- ◆ 新旧対照表（案）精査

12月議会各委員会で報告

パブリックコメント  
（議会報告後、30日間）

パブコメ意見反映

防災会議 （2月上旬）

防災会議意見反映

2月議会各委員会で報告

印刷発注

# 奈良県災害時緊急連絡員の体制見直しについて

参考1

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発化、激甚化。

H23 紀伊半島大水害(死者・行方不明98人)  
H27 台風18号(鬼怒川、死者20人)  
H28 熊本地震(震度7、死者273人)  
H29 九州北部豪雨(死者・行方不明44人)  
H30 西日本豪雨(死者・行方不明271人)  
H30 北海道地震(震度7、死者43人)  
R1 台風15号(千葉県、停電94万戸)  
R1 台風19号(千曲川、死者・行方不明111人)  
R2 7月豪雨(死者・行方不明86人) 等



被災県で災害対応の検証がなされ、様々な教訓を得ました。

大規模災害発生時、被災市町村では様々な災害対応業務が次々と発生(避難所運営など)。役場の状況を見ながら支援ニーズを拾い上げてくれる、県の窓口役が必要。

○H30西日本豪雨の被災市町村の声「管理職級のリエゾンが県から派遣され、被災市町村の支援ニーズを拾い上げてもらえた。」  
○R1台風15号の千葉県被災市町村の87%が、「役場に県の災害対応、支援物資、応援職員に関する情報や要請の窓口がほしい」。

災害発生直後、迅速に救助・救援を行うため、災害規模を把握できる概括的情報が速やかに必要。しかし、被災市町村は住民対応に追われ、県へ報告するいとまがない。

○R1台風15号の千葉県被災市町村の83%において、防災担当職員が住民対応等に追われ、県へ被害報告を行う余裕がなかった。  
○H16新潟県中越地震では、県への連絡がない市町村で一番ひどい被害が発生。

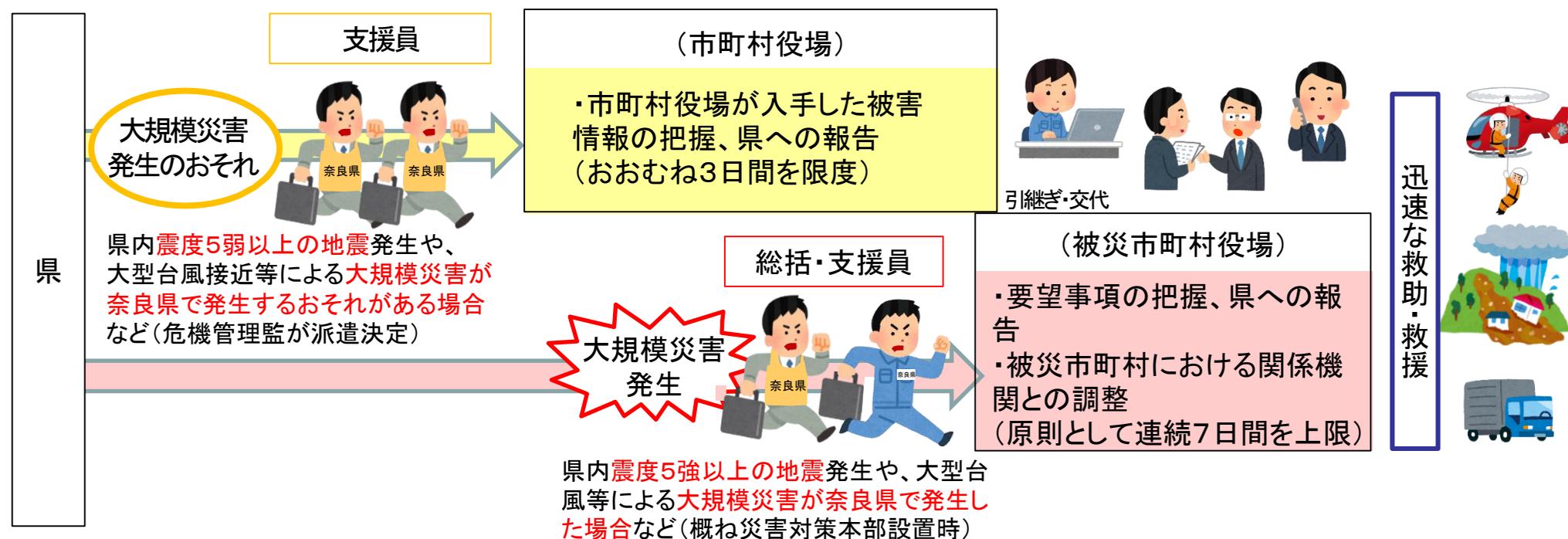
現在:大規模災害が発生した際、県災害対策本部設置後に、被災市町村へ情報収集のため連絡員を派遣(H25.2制度制定)。元防災担当者から16名を任命。

大規模地震や、大和川大水害(昭和57年発生)、紀伊半島大水害(平成23年発生)のような大規模災害発生時に、市町村の災害対応業務をサポートするために、県災害時緊急連絡員の体制を見直し、県の災害対応力を強化します。

○大規模災害発生時に迅速に救援を行えるよう、災害対応業務の負担が大きいのしかかる市町村をサポートするために、**災害発生直前から段階的に連絡員を派遣する体制を整備**

○大規模災害発生のおそれがある場合、支援員を派遣し、早期から市町村をサポート。

○大規模災害が発生した場合、総括と支援員を派遣し、被災市町村の支援ニーズを拾い上げ。



## 実施内容

### ◆体制整備

- 各部署の定数に応じ人数を分担、防災統括室との兼務。  
R3: 137名 総括20名、支援員117名(39市町村×3名)
- 防災情報システム操作等の説明会を実施
- 装備品の整備

### ◆災害対応研修、訓練を実施

- (市町村防災担当者との合同研修・訓練)
- 大規模災害発生のおそれがある場合、または大規模災害が発生した場合に、市町村へ派遣

## 災害時の新型コロナウイルス感染症対策に関する 奈良県の主な取組について

- 避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策についての詳細な留意事項や運営手順などを「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」としてとりまとめ、市町村へ提示（令和2年6月）

### 【主な内容】

- ・ 世帯同士が距離を保つレイアウトの検討
- ・ 避難者の健康チェックの方法
- ・ 市町村と保健所との役割分担 など

- より多くの避難所の確保に向けた、  
旅館・ホテル生活衛生同業組合への働きかけ

→ 各市町村が個別に地域の旅館・ホテルと協議  
例) 奈良市が「災害時の宿泊施設への避難支援制度」を実施

- 県有施設について、避難所として活用可能な施設のリストを作成し、  
市町村へ提供

→ 10施設を情報提供

- マスク・段ボールベッド等の避難所における感染症対策物資の備蓄

→ 県・市町村ともに令和2年度に備蓄を推進

### <昨年度の県の調達実績>

品目	数量
マスク	30万枚
消毒液	1,890リットル
段ボールベッド・簡易ベッド	段ボールベッド100台 簡易ベッド300台
段ボール間仕切り・テント間仕切り	段ボール間仕切り100台 テント間仕切り300台
非接触体温計	100台

## 奈良県地域防災計画検討委員会 委員名簿

R3.4.1

氏名	所属	職名	専門分野
河田 恵昭	関西大学 社会安全学部	特別任命教授	巨大災害、都市災害
菅 磨志保	関西大学 社会安全学部	准教授	災害社会学
照本 清峰	関西学院大学 建築学部	教授	災害復興
紅谷 昇平	兵庫県立大学 大学院 減災復興政策研究科	准教授	自治体の災害対応体制
高橋 良和	京都大学 大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻	教授	地震工学
牧 紀男	京都大学 防災研究所	教授	防災学、危機管理論

◆ 河田特別任命教授からのご意見

- これからの地球温暖化でこれまで経験したことがない場所で水害が発生したり、土砂災害が発生したりするかも分からない。これまで災害が起こっていないからといって安心してはいけなくて、**新しい災害環境が出てくるということ**を強調しなければいけない。
- 現行の災害対策基本法は被害が生じた後に適用される仕組みであり、事前の対策ができない。例えば首都圏の広域長期停電等を考えると事前対策を公的資金で行うことが重要であり、抜本的な法改正が必要だと考えている。
- 今回の地域防災計画の修正では、災害対策基本法の大きな改正があったのでそれに則った修正を行えばよいとは思いますが、それだけではなく、将来の地球温暖化によって災害環境が変わるかもしれないから、それを先取りするような事前対策をやらなければならない。だけどそれは法律を改正しないとできない。だから**今何ができるかということ、やっぱり自助・共助になる。**
- 例えば自分の家が、床上浸水になると考えたら、日頃大切なものを、とりあえず5月から11月までの間は2階にあげておくとか、それで被害はずいぶん少なくなる。何も公共事業をやらないとダメじゃなくて、**身の周りのところからできることはある。**
- 奈良県が持っている財産をうまく活用して、これからの災害に備えて**地域防災力を自助と共助で強くする**ということが今とても必要だということを訴えていただきたい。
- 具体的に今度の修正で奈良県でどんなことやってくれというイメージはないが、少なくとも自助・共助をもっと強くしないと、実質的には今と変わらない形になると思う。災害対策基本法の改正だって、やったからといって、従来とどこが変わるかということほとんど変わらない。気持ちは変わるけど、実質変わらない。そこは自治体としては困るから、特に自助・共助のところをもっとちゃんとしなさいといけないということを、そういうスタンスを、奈良県が出していただいたら、非常にインパクトがあると思う。

◆ 県の対応方針

- 地球温暖化等による災害環境の変化（災害の一層の頻発化・激甚化）に対応するために、**「自助・共助をより一層強化し、地域防災力を向上させる必要がある」ということを、今回の地域防災計画の修正により強調**する。

例) 第1節【総則】第1章【目的】にその旨を記載 等